

平成 21 年 3 月 19 日

広域連合の原理原則を踏み外した建設計画  
—民主政治と相容れないルール違反の核心—

白馬新ごみ処理施設を考える連絡協議会  
会長 宮田温巳

はじめに

この文書は、平成 19 年の 2 月以降アンケート調査の結果（2 月 17 日）によって、「飯森建設」が否定されるまでのほぼ 2 年間の北アルプス広域連合（以下「連合」という）による建設計画の進め方をめぐる住民軽視など、民主政治と相容れないルール違反の核心部分をまとめたものである。アンケートで、住民が「飯森建設」を否定したのは必然だった。

また、この文書は、連合がなし崩し的に「候補地変更」といった第 2 ラウンドに入ってはならないことを示している。連合や連合議会、ひいては 3 市村の長・議会に、この 2 年間の正しい「検証と反省」を求めなければならないゆえんである。

さらにまた、この文書の 12 項目の内容は、過去 2 年間の『白馬新ごみ処理施設を考える連絡協議会』（以下「連協」という）の運動なしには明らかにならなかったものであり、連協の住民運動の記憶に刻むと共に、3 市村住民に広く伝えていかなければならないことを特記しておきたい。

1. 平成 17 年 3 月

松岡英子信州大学教授を座長とする「ごみ処理広域化基本計画検討委員会」は、検討結果の報告書を発表した。その報告書は、計画の今後の進め方の提言として次のように言う一、「建設地の最終決定は、北アルプス広域連合に一任するが、選定作業に当たっては透明性が重要であることから、選定過程を含めて公表し、住民の理解を得ながら実施されたい」。

以下の項目が示すように、連合は自ら組織した委員会の提言を無視し、肝心な情報の徹底した非開示を貫いた。2 年に及ぶごみ問題の発端はここにある。

\* 「情報公開」という民主主義政治の基本的ルールの無視。

2. 平成 18 年 10 月 20 日

第 2 回「ごみ処理広域化打ち合わせ会」で、太田村長は、ごみ焼却施設を飯森に建設することを了承。この打ち合わせ会について、連合は私的な懇談会で

あって公式なものではないと言い張ってきた。

しかし、その時の議事録は情報開示請求によって公開されたのである。太田村長が「候補地：飯森」を了承した事実を記録するこの文書は、その会の複数の進行書の一つに過ぎないと連合は主張するが、他の進行書は破棄されて存在しないことになっている（嶺村所長の発言）。

この文書の破棄は、この建設計画には住民の知らない「闇の世界」が存在することを示唆する。また、この建設計画が「用地選定委員会」との二重基準によって進められてきたことを示唆する。

- \* 「住民の知る権利」の無視。
- \* 建設計画の「公共性」と「公益性」の無視。

### 3. 平成 19 年 2 月 1 日

飯森地区での白馬村の事前説明会。太田村長は、飯森区三役に、「広域ごみ処理施設候補地として、飯森地区姫川と平河の合流地点が有力候補地として選定されている。区民のご理解とご協力をいただきたい」と要請。

用地選定委員会の候補地最終決定(2月15日)に先立つこの説明会は、明らかな密室政治である。

- \* 事業が対象としている 3 市村の「住民の知る権利」の無視。
- \* 建設計画の「公共性」と「公益性」の無視。

### 4. 平成 19 年 2 月 15 日

二人の議員を含む飯森区民を対象とした事前の説明会。この事前説明会についての太田村長の言い分は、「あらかじめ了解を得ておくのは当然だ」という趣旨のものであり、開かれた政治とは無縁の密室政治そのものである。

- \* 住民の「知る権利」の無視。
- \* 建設計画の「公共性」と「公益性」の無視。

### 5. 平成 19 年 2 月 23 日

信濃毎日には、正副連合長が候補地を飯森に決定したことを報道した。翌 24 日には、23 日に行われた広域議会の候補地：飯森承認を受けて、26 日に飯森地区への住民説明会が実施されることを報じた。これら一連の報道は、連合が公式に住民に知らせる以前のことである。今日までほぼ 2 年間の連協運動の発火点は、この報道である。

白馬村では、村長が緊急対策として 23 日夕刻に議会全員協議会を招集して経過説明をして了承を取ったことにした。しかし、実際には広域議会も白馬議会

も、新聞報道まではまったく蚊帳の外だったのである。

一方、19年の白馬村3月議会では、某議員が村長に「用地選定の過程について」説明を求めている。このことは、18年5月に組織された用地選定委員会が、議会に選定過程の全貌を正確に報告していなかったことを示している。

しかも、2月の広域議会はごみ関連の予算を簡単に通してしまう失態を演じた。行政と議会の馴れ合いが、このごみ問題の不適切な対応を引き起こす大きな要因となっている。

議会は住民の代弁者であり、行政のチェック機関であるという地方自治の基本的な認識が、多くの議員に欠如していたように思われる。自治意識に目覚めた良識ある住民は、今後の議会と行政の一体化を決して許さないだろう。

**\*住民の「知る権利」の無視。**

**\*建設計画の「公共性」と「公益性」の無視。**

**\*「議会制民主主義」の無視。**

## 6. 平成19年6月

白馬村の6月議会で、小林英雄議員は「(建設計画は)はじめに飯森ありき」で進んだのではないかと質問した。それに対して、村長は次のように答えている——、「これ(飯森地区を選んだ理由)につきましては、建設可能と思われる場所を当時の村長、助役、担当課長、係長で現地を見ながら決めたものです。したがって、特に打ち合わせ資料や村長への報告はありません」。

また、追加候補地としての飯森の庁内の選定が機関決定であったかどうかを問う連協の公開質問状に対して、村長は次のように答えている——、「白馬村の候補地のうちの一つとして飯森を決めたのは、村長、助役、住民課長、環境衛生係長で、現地を視察して決めたものです」。

これほど重要な事項を、機関決定でなく限られた「権力者」に任せる手法こそ汚職の温床だと言えよう。民主政治の何たるかが問われる極めて非常識な発想である。

**\*民主政治と無縁の手法**

## 7. 平成19年2月～8月

1巡目の住民説明会で、連合長は「地元住民の同意を得なければ、建設計画を進めない」と繰り返し説明した。私たちは連合長に、「地元」の定義を執拗に質したが、それについては後に明らかにするとした。しかし、今日に至るも明確な説明はなく、明確な定義がないままアンケートの実施となった(平成21年1月)。約束を果たさないままの実施である。

**\*約束違反**

なお、住民アンケート終了後の大町市議会平成21年3月定例会の一般質問で、某議員の質問に以下のように答えたとの報道がある。「今回のアンケート調査を全村で行なったことについては、地元飯森地区の意向を受けての『例外的な手法』と位置づけ、『一般に、判断の前提は地元地区の同意。同意をいただける裁量の候補地探しを前提に進めたい』とする方針を述べた。」（「大糸タイムス」平成21年3月4日付け）。この文脈からすると、「地元」とは、候補地と同義である。

この件で、議員は次のようにコメントしている。「今頃になってから、『地元の定義』を明らかにしたことは、今後は候補地行政区の了承さえ得られれば建設にかかるとの強硬姿勢を示したもので、大変危険である」と。その通りだと思う。

しかし、それ以上に問題なのは、失敗の検証をしないで、なし崩しに次の計画に踏み込んでいることだ。過去の経験から何も学ぼうともせず、過ちを繰り返そうとしている連合の姿勢を問い続ける必要がある。

## 8. 平成20年8月15日

小林三郎副連合長（小谷村村長）は、任意の団体である「新ごみ処理施設建設促進を求める小谷の会」の建設促進のための署名集めに、行政組織の大事な一部をになう「連絡員」（白馬村の区長に当たる）に協力要請を文書で求めた。行政の長が、行政組織を使って、自らが責任者の一人である連合の事業に向けた署名協力を求めるのは論外であり、結果論であるにしても白馬村の住民アンケートに向けた事前運動となった。

この行為は、民主政治の原理原則を大きく踏み外している。これが許されるのならば、行政が守らねばならない公正性はどこにあるのか？首長の「裁量権」で片付けられる問題ではない。

\* 「公共性」、「公正性」という民主主義の原理原則の無視。

\* 住民の「請願権」への不当介入。

## 9. 平成20年6月～7月

2巡目の説明会で、太田村長は民意集約の方法としてアンケートの実施を示唆し、そのアンケートでは飯森建設の是非と環境影響調査を同時に行なうと繰り返し説明した。両方の是非を同時に問うのは不可能なはずだが、何度も同じ答えを繰り返した。

その後この説明は反古になり、平成21年1月に実施されたアンケートでは、形の上では飯森建設のみの是非を問うものとなった。ただし、このアンケート

では「わらない」が選択肢として登場した。それを行政がどう扱うかが新たな問題として浮上した。太田村長の一貫しない発言は、ごみ問題の合理的な解決をいっそう困難なものにしている。

**\*自治体のリーダーとしての太田村長の資質の問題。**

#### 10. 平成 20 年 10 月 3 日

村長との面談で、アンケートを実施する場合は、実施に先立って各種の団体および住民の意見を徴する機会を設けて欲しいとする連協の要請に、村長は「そうする」と約束した。しかし、その約束は守られなかった。

**\*明確な約束違反。**

#### 11. 平成 20 年 12 月 11 日

連合長は、大町市議会で「太田村長から、飯森地区の住民から村の意向に沿うと言われているので、それに基づいてアンケートを実施することにした」とする趣旨の発言をした。

しかし、太田発言の根拠とされる 10 月 15 日の飯森地区住民との懇談会の議事録（行政が作成したもの）には、「村の意向に沿う」という記述はどこにもない。あるのは、「飯森は、賛成するとも反対するとも意思表示はしない」という記述である。

太田村長は、その記述を「飯森は村の意向に沿う」と曲解し、白馬村議会の全員協議会で自己流の論旨で説明し議会の了承を取ったことにした。このことは、連合長の発言もまた実体のないフィクションだったことを示している。そのフィクションから生まれたのが今回のアンケートである。

首長の「裁量権」がミスジャッジによって行使されることは、民主政治の公共性と公益性を守るためにも絶対にあってはならないことである。

**\*今回の建設計画にみられる数々のルール違反の「集大成」。**

#### おわりに

平成 21 年 3 月 19 日現在、連合は「なぜ反対が賛成を上回ったのか」を検証する気配は無い。断片的な反省や責任の弁すら聞かれない。

この強硬な行政姿勢には、「民主政治に携わる者のプライドを持ち合わせているのだろうか」との疑念すら湧いてくる。

連合は、連協の公開質問状に対する回答で、次のように言っている。「広域連合では、今回の調査結果を真摯に受け止め、今後候補地の再検討をどのように

進めるかについて、関係市村、議会とも十分協議し、3市村の共同処理のあり方を含め、総合的、多角的に検討してまいりたいと考えている」。この回答は、巧妙な選択による解釈で、どうとでもとれる内容である。

ここにあげた11項目の、民主政治の根幹を揺るがすようなあるまじき事実を大町市・白馬村・小谷村・の住民が知れば、そのような曖昧な回答は許さないはずである。

このような、自由・平等・公平・公正に反する政治がまかり通っているのを見るにつけ、原理原則を守るという民主政治の基本と、それを支える「自治」の精神がいかに危険にさらされているのかを感じないわけにはいかない。

私たちは、いま芽生え始めた自治の芽をじっくり育てあい、生かしあうことで「ごみ問題の解決も近づく」と考える。やがて、その遺産は次の世代に引き継がれるものとなるだろう。

以上